

地域包括支援センターの整備方針について

1. 結論

今後の地域包括支援センターの整備については、本市の高齢者数推計及び地域包括支援センター設置基準に基づき、最大6カ所の設置を前提に進める。

なお、設置地域は現在の中学校区（8校区）から細分化し、小学校区（13校区）を基本とする。

①高齢者推計

年度 区分	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H37 (2025)
65 歳以上人口	29,256	30,558	31,216	31,684	32,094	32,349	32,618	33,506

②設置基準

高齢者数概ね 3,000 人から 6,000 人に 1 カ所（※3 職種）

※保健師（経過措置として地域保健等の経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員

（スケジュールのイメージ）

年度 区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度以降
地域包括支援センター	3カ所 太平・滝呂・南姫	5カ所(2カ所増設) 笠原・精華	6カ所(1カ所増設) 北栄

2. 整備方針決定理由

①本市における高齢者数のピークは、2030 年の約 34,000 人と推計され、地域包括支援センターの設置基準に基づき、6カ所が最大と見込まれること。

②第6期介護保険事業計画は、2025 年を見据えた中長期的視野に立った計画とする指針が国から示されたため、高齢者保健福祉計画 2015 に、中長期的な地域包括支援センターの整備方針を明記する必要があること。

3. 増設地域の決定

・平成 26 年 4 月 1 日現在の各小学校区の高齢者数を基準とし、6 地域の高齢者数の平準化、地域性、連担性を考慮し、現在設置されていない笠原地域、精華地域、北栄地域の 3 地域とする。

4. 委託先の決定

①笠原地域については、平成 27 年 4 月 1 日から、かさはら福祉センター内に開設することとし、同地域に地域包括支援センターを運営するために必要な人員と設備を確保できる法人が多治見市社会福祉協議会以外にないことから、当協議会に委託する。

②他の地域については、対象となる法人が複数見込まれるため、原則公募により委託先を決定する。

③5カ所目の地域包括支援センターは、平成 27 年度中に公募、選定し、遅くとも平成 28 年 4 月 1 日までに開設する。

④6カ所目の地域包括支援センターは、高齢者数の増加傾向を考慮し、平成 28 年度以降に増設する。